

公立大学法人沖縄県立芸術大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第18号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 削除
- 第3章 削除
- 第4章 新たに職員となつた者の職務の級及び号給（第10条―第18条）
- 第5章 昇格及び降格（第19条―第23条の2）
- 第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動（第24条―第27条）
- 第7章 昇給（第32条―第39条）
- 第8章 降号（第40条）
- 第9章 特別の場合における号給の決定（第41条―第43条）
- 第10章 雑則（第46条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員給与規程（令和3年沖芸大規程第13号。以下「給与規程」という。）に基づき、初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与規程第7条に掲げる給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者（人事交流等により受け入れた派遣職員を除く。）をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (5) 正規の試験 公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年法人規程第4号。以下「就業規則」という。）第5条の規定による競争試験をいう。
- (6) 上級 沖縄県職員採用上級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (7) 中級 沖縄県職員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (8) 初級 沖縄県職員採用初級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

第2章 削除

第3章 削除

第4条から第9条まで 削除

第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。ただし、事務職給料表の職務の級6級から9級まで及び教育職給料表の職務の級4級に決定する場合にあっては、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

2 正規の試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第1に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 新たに職員となった者のうち、前項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項第3号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎として、その者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第19条第4項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあっては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあっては別に定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第16条各号のいずれかに掲げる者になった者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級は、同条各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

(新たに職員となった者の号給)

第11条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 前条第2項の規定により職務の級を決定された職員 その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない

職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条の2第1項の規定により得られる号給

- (3) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第13条から第18条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者
(2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ理事長の承認を得た試験の結果に基づき、理事長に承認された方法により選択されて職員となった者
(3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ理事長の承認を得たもの

- 3 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別定める場合を除き、別表第2に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、次の表の左欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の右欄に定める数を減じた数（次条第2項において「加算数」という。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、初任給基準表の初任給欄の号給とする。

博士課程修了		21
修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学6卒		18

大学専攻科卒		17
大学4卒	大学卒	16
短大3卒		15
短大2卒	短大卒	14
短大1卒又は高校専攻科卒		13
高校3卒	高校卒	12
高校2卒		11
	中学卒	9
備考		
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、同表の左欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に1を加えた数をもつて、同欄に掲げる数とする。 2 その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について理事長が別段の定めをした職員については、別に定める数をもつて、同欄に掲げる数とする。		

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条第1項の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で別に定める職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて別に定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して理事長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（理事長が別に定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で別に定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- (1) 第12条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格

(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(2) 第12条第2項第3号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げている場合の最低の号給を除く。)であるもの その者の最短昇格期間を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもつて、前項各号に定める経験年数とする。

(経験年数)

第14条の2 第10条第3項、第11条第2項及び前条に規定する経験年数(以下「経験年数」という。)は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時)以後の年数を別表第3に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、別に定める学歴免許等の区分とする。)に対して別表第4に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格(前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。)を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第15条 第13条又は第14条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第16条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、第14条又は前条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 沖縄県職員
- (2) 国家公務員
- (3) 沖縄県職員以外の地方公務員
- (4) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人の職員
- (5) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員
- (6) 理事長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第17条 次に掲げる場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して別に定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

- (1) 顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある教授、准教授等の職に職員を採用しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合

(特定の職員についての号給)

第18条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第10条第1項に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ理事長の承認を得て第14条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。
- (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして別に定める要件
- (3) 昇格させようとする日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められ

ること。

ア 職員を昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価（別に定めるものに限る。以下この条及び第24条第2項（第26条第2項において準用する場合を含む。）において同じ。）の全体評語（当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。以下同じ。）が上位又は中位の段階であること。

イ 職員を昇格させようとする日以前において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた期間における能力評価及び業績評価の全体評語を総合的に勘案して当該職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力の程度及び当該職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績の程度が通常のものを超えるものとして別に定める要件

ウ 職員を昇格させようとする日以前1年以内に、就業規則第43条の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

3 職員が民間企業に派遣されていたこと等の事情により前項第3号に規定する全体評語の全部若しくは一部がない場合又は昇格させようとする日以前において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員について昇格させようとする日以前における当該職務に従事していた期間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、別に定めるところにより、職員を昇格させることができる。

4 前3項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第5に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において別に定める要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、昇格させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体評語が上位以上の段階であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもつて、在級期間表の在級期間とすることができる。

5 第1項から第3項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として別に定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定するものとする。

6 第4項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第5」とあるのは「別に定める要件及び別表第5」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「において」とする。

- 7 第4項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であつて、別に定めるところによるときは、この限りでない。

(在級期間表の適用方法)

第19条の2 在級期間表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。

- 2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。
- 3 第12条第2項第2号又は第3号に掲げる者の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、正規の試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うものとする。
- 4 次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。
- (1) 第16条又は第17条の規定の適用を受けた職員 他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める期間
- (2) 第24条第1項又は第26条第1項に規定する異動をした職員 他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める期間
- (上位資格の取得等による昇格)

第20条 職員が第12条第2項各号のいずれかに該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得し、若しくは在級期間表の異なる職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、第19条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第21条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 第19条、第20条又は前条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格)

第23条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。
- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

第23条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項に掲げる職務の級にあってはあらかじめ理事長の承認を得て、その他の職務の級にあってはその異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあっては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(第11条第1項第3号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第19条第4項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級(次項及び第26条第1項において「仮定級」という。)の範囲内でそれぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

- 2 前項の規定により昇格させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体評語が上位以上の段階である職員その他勤務成績が特に良好である職員については、同項の規定にかかわら

ず、別に定めるところにより、これらの者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第25条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

(2) その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者(次号に掲げる者を除く。) あらかじめ理事長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもつて、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第22条及び第23条の2の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第26条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、仮定級の範囲内で決定するものとする。

2 第24条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。
(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第27条 第25条第1項の規定(第3号の規定を除く。)及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

第28条から第31条まで 削除

第7章 昇給

(昇給日)

第32条 給与規程第11条第1項の規定により昇給を行う同項で定める日は、第37条又は第38条に定めるものを除き、毎年4月1日以下「昇給日」という。)とし、昇給日前における同項で定める日は、昇給日前1年間における3月31日とする。

(勤務成績の証明)

第33条 給与規程第11条第1項の規定による昇給(第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。第35条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

第34条 削除

(昇給区分及び昇給の号給数)

第35条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」

という。)は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、別に定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
 - (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
 - (3) 勤務成績が良好である職員 C
 - (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
 - (5) 勤務成績が良好でない職員 E
- 2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- (1) 別に定める事由以外の事由によって昇給日前1年間における3月31日又は理事長が別に定める日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
 - (2) 別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
- 3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。
- 4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、これらの昇給区分に決定すべき職員が少数である場合その他別に定める場合を除き、別に定める割合におおむね合致していなければならない。
- 5 給与規程第11条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第6の3に定める昇給号給数表に定める号給数とする。
- 6 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して昇給号給数表のC欄に定める号給数以下の号給数とする。ただし、その者の昇給について、当該号給数とすることが不適當であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 7 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（別に定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で別に定める号給数）とする。
- 8 前3項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

- 9 第5項から第7項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項から第7項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第36条 削除

（研修、表彰等による昇給）

第37条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の承認を得て、当該各号に定める日に、給与規程第11条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日の属する月の翌月の初日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日の属する月の翌月の初日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）

第38条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、別に定める日に、給与規程第11条第1項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第39条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第8章 降号

第40条 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第9章 特別の場合における号給の決定

（上位資格の取得等の場合の号給の決定）

第41条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第22条第3項又は第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は別に定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を別に定めるところにより上位の号給に決定することができる。

（復職時等における号給の調整）

第42条 休職にされた職員が復職し、人事交流等により法人以外に派遣された職員が職務

に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、派遣期間、又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第7に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 人事交流等により法人以外に派遣された職員が職務に復帰した場合又は別に定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を調整することができる。

第42条の2 人事交流等により法人以外に派遣された職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要と認められるときは、あらかじめ理事長の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

（給料の訂正）

第43条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かつて行うことができる。

第44条から第45条 削除

第10章 雑則

第46条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年4月1日理事長決裁）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の規定により別に定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用する。
- 3 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合で必要があると認めるときは、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用することができる。

附 則（令和7年3月25日理事長決裁）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 （第10条、第11条関係）

初任給基準表

ア 事務職給料表初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般	正規の 試験	上級		1 級25号給
		中級		1 級15号給
		初級		1 級 5 号給
	その他		高校卒	1 級 1 号給

イ 教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了（大学 6 卒後のものに限る。）	1 級37号給
	博士課程修了	1 級29号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学 6 卒	1 級13号給
	大学卒	1 級 1 号給

別表第 2（第12条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(一) 博士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(二) 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(三) 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(四) 大学 6 卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(五) 大学専攻 科卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(六) 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(一) 短大 3 卒	(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	(二) 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(三) 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(一) 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(二) 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	(三) 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）による改正前の学校教育法による盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校を、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」にはそれぞれ保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第 3（第14条の 2 関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は $\frac{100}{100}$ 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	教育に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は $\frac{50}{100}$ 以下）
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下）

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を $\frac{80}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下）とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で理事長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を別に定める。

別表第 4（第14条の 2 関係）

経験年数調整表

学歴区分 (甲)	学歴免許等の区分																
	基準学歴区分				学歴区分 (乙)												
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程修了 (大学6卒後のもに限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+ 5 年	+ 7 年	+ 9 年	+ 12 年	－ 1 年		+ 3 年	+ 3 年	+ 3 年	+ 4 年	+ 5 年	+ 6 年	+ 7 年	+ 8 年	+ 8 年	+ 9 年	+ 10 年
修士課程修了	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年	+ 9 年	－ 4 年	－ 3 年				+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 4 年	+ 5 年	+ 5 年	+ 6 年	+ 7 年
専門学位課程修了	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年	+ 9 年	－ 4 年	－ 3 年				+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 4 年	+ 5 年	+ 5 年	+ 6 年	+ 7 年
大学6卒	+ 2 年	+ 4 年	+ 6 年	+ 9 年	－ 4 年	－ 3 年				+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 4 年	+ 5 年	+ 5 年	+ 6 年	+ 7 年
大学専攻科卒	+ 1 年	+ 3 年	+ 5 年	+ 8 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 1 年	－ 1 年	－ 1 年		+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 4 年	+ 4 年	+ 5 年	+ 6 年
大学4卒		+ 2 年	+ 4 年	+ 7 年	－ 6 年	－ 5 年	－ 2 年	－ 2 年	－ 2 年	－ 1 年		+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 3 年	+ 4 年	+ 5 年
短大3卒	－ 1 年	+ 1 年	+ 3 年	+ 6 年	－ 7 年	－ 6 年	－ 3 年	－ 3 年	－ 3 年	－ 2 年	－ 1 年		+ 1 年	+ 2 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 4 年
短大2卒	－ 2 年		+ 2 年	+ 5 年	－ 8 年	－ 7 年	－ 4 年	－ 4 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2 年	－ 1 年		+ 1 年	+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年

短大 1 卒	－ 3 年	－ 1 年	＋ 1 年	＋ 4 年	－ 9 年	－ 8 年	－ 5 年	－ 5 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2 年	－ 1 年			＋ 1 年	＋ 2 年
高校 専攻 科卒	－ 3 年	－ 1 年	＋ 1 年	＋ 4 年	－ 9 年	－ 8 年	－ 5 年	－ 5 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2 年	－ 1 年			＋ 1 年	＋ 2 年
高校 3 卒	－ 4 年	－ 2 年		＋ 3 年	－ 10 年	－ 9 年	－ 6 年	－ 6 年	－ 6 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2 年	－ 1 年	－ 1 年		＋ 1 年
高校 2 卒	－ 5 年	－ 3 年	－ 1 年	＋ 2 年	－ 11 年	－ 10 年	－ 7 年	－ 7 年	－ 7 年	－ 6 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2 年	－ 2 年	－ 1 年	
中学 卒	－ 7 年	－ 5 年	－ 3 年		－ 13 年	－ 12 年	－ 9 年	－ 9 年	－ 9 年	－ 8 年	－ 7 年	－ 6 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2 年

備考

- 1 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「＋」の年数は加える年数を、「－」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限 4 年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもつて、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について理事長が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、別に定めるところによる。

別表第 5（第19条関係）

在級期間表

ア 事務職給料表在級期間表

職務の級							
2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
3	4	4	2	2	4	3	3

備考

- 1 中級若しくは初級の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者（正規の試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級 2 級の欄中「3」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となった者にあつては「5」と、初級の結果に基づいて職員となった者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。
- 2 6 級から 9 級までのいずれかの職務の級に昇格させる場合には、当該職務の級に係る在級期間のほか、別に定める要件を満たさなければならない。この場合において、別に定めるときは、当該在級期間によらないことができる。

イ 教育職給料表在級期間表

職種	職務の級		
	2 級	3 級	4 級
教授	0	3	6
准教授	6	3	
講師	6		
助教	9		

別表第6（第22条関係）

昇格時号給対応表

ア 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	6	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	

34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		

72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					

110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

イ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1

20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	18
47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	29	38	21
51	30	39	21
52	30	40	22
53	31	41	22
54	31	41	22
55	32	42	23
56	32	42	23
57	33	43	23

58	33	43	24
59	34	44	24
60	34	44	24
61	35	45	25
62	35	46	25
63	36	47	26
64	36	48	26
65	37	49	27
66	37	50	27
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	30
74	41	57	30
75	42	58	31
76	42	58	31
77	43	59	31
78	43	59	32
79	44	60	32
80	44	60	32
81	45	61	33
82	45	61	33
83	45	61	33
84	46	62	34
85	46	62	34
86	46	62	34
87	47	63	35
88	47	63	35
89	47	63	35
90	48	63	
91	48	63	
92	48	63	
93	49	63	
94	49	63	
95	49	63	

96	49	63	
97	50	63	
98	50	63	
99	50	63	
100	50	63	
101	51	63	
102	51	63	
103	51	63	
104	51	63	
105	52	63	
106	52		
107	52		
108	52		
109	53		
110	53		
111	53		
112	53		
113	53		
114	53		
115	54		
116	54		
117	54		
118	54		
119	54		
120	54		
121	55		
122	55		
123	55		
124	55		
125	55		
126	55		
127	56		
128	56		
129	56		

別表第 6 の 2（第23条の 2 関係）

降格時号給対応表

ア 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けて いた号給	降格後の号給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4
5	35	25	25	13	17	22	45	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		

34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		
45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			

72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125						
87	93	125						
88	93	125						
89	93	125						
90	93	125						
91	93	125						
92	93	125						
93	93	125						
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						

110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	13	29
2	22	14	30
3	23	15	31
4	24	16	32
5	25	17	33
6	26	18	34
7	27	19	35
8	28	20	36
9	29	21	37
10	30	22	38
11	31	23	39
12	32	24	40
13	33	25	41
14	34	26	42
15	35	27	43
16	36	28	44
17	37	29	45
18	38	30	46

19	39	31	47
20	40	32	48
21	41	33	51
22	42	34	54
23	43	35	57
24	44	36	60
25	45	37	62
26	46	38	64
27	47	39	66
28	48	40	68
29	50	41	70
30	52	42	74
31	54	43	77
32	56	44	80
33	58	45	83
34	60	46	86
35	62	47	89
36	64	48	89
37	66	49	89
38	68	50	89
39	70	51	89
40	72	52	89
41	74	54	89
42	76	56	89
43	78	58	89
44	80	60	89
45	83	61	89
46	86	62	89
47	89	63	89
48	92	64	89
49	96	65	89
50	100	66	89
51	104	67	89
52	108	68	89
53	114	69	89
54	120	70	89
55	126	71	89
56	129	72	89

57	129	74	89
58	129	76	89
59	129	78	89
60	129	80	89
61	129	83	89
62	129	86	89
63	129	105	89
64	129	105	89
65	129	105	89
66	129	105	89
67	129	105	89
68	129	105	89
69	129	105	89
70	129	105	89
71	129	105	89
72	129	105	89
73	129	105	89
74	129	105	89
75	129	105	89
76	129	105	89
77	129	105	89
78	129	105	
79	129	105	
80	129	105	
81	129	105	
82	129	105	
83	129	105	
84	129	105	
85	129	105	
86	129	105	
87	129	105	
88	129	105	
89	129	105	
90	129		
91	129		
92	129		
93	129		
94	129		

95	129		
96	129		
97	129		
98	129		
99	129		
100	129		
101	129		
102	129		
103	129		
104	129		
105	129		

別表第 6 の 3（第35条関係）

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	7 以上	5	4（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものにあつては、3）	2	0
	2 以上	1	0	0	0

備考 この表に定める下段の号給数は55歳を超える職員に、上段の号給数はそれ以外の職員に適用する。

別表第 7（第42条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
就業規則第14条第1項第3号及び第4号の規定による休職（第4号の規定によるものにあつては、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
外国機関等派遣職員又は公益的法人等派遣職員の派遣の期間	
就業規則第14条第1項第5号の規定による休職（大学院修学による休業に限る。）の期間	
就業規則第40条に規定する介護休業等の期間	
就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	$\frac{1}{3}$ 以下（結核性疾患によるものである場合にあつては $\frac{1}{2}$ 以下）
就業規則第1項第4号の規定による休職（職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）及び第5項の規定による休職（大学院修学による休業を除く。）の期間	$\frac{1}{3}$ 以下
就業規則第14条第1項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	$\frac{3}{3}$ 以下

就業規則第39条第1項の規定する育児休業の期間	$\frac{2}{2}$ 以下
-------------------------	------------------

備考 外国機関等派遣職員又は公益的法人等派遣職員に関するこの表の適用については、外国機関等派遣職員の派遣先の業務及び公益的法人等派遣職員の派遣先の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）を業務とみなす。